



賛助会員規程

目的

第1条 この規程は、一般社団法人SWITCH (以下「当法人」という。)の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

賛助会員の種類

第2条 当法人の賛助会員は、次の2種類とする。

- (1) 法人賛助会員
- (2) 個人賛助会員

賛助会員の資格

第3条 賛助会員とは、当法人の設立目的に賛同する者であって、当法人が賛助会員として認めた者をいう。

賛助会費の納入

第4条 賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人賛助会員(年額) 1口 120,000円
- (2) 個人賛助会員(年額) 1口 一般 12,000円 学生 2,400円

2 賛助会費は、年度(1月1日～12月末日)ごとに1口以上の賛助会費を納入しなければならない。ただし、合併等の事情により会費額に端数が生じた場合は、その額をもって納入すべき会費額とする。

3 年度途中で入会する場合の会費の納入は、入会月からの月割り額とし、退会の場合は、退会の年度の会費を納入するものとする。

入会

第5条 賛助会員に加入しようとする者は、所定の賛助会員入会申込書に記入の上、申し込むものとする。

退会

第6条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。

2 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、代表理事は、賛助会員たる権利を停止することができる。

3 賛助会員に、当法人の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事会の決議により、その賛助会員を除名することができる。

賛助会員の資格の継続

第7条 毎年12月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申込みをしたものとみなす。

賛助会員の特典

第8条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (2) 当法人が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人SWITCH設立の日より施行する。